

改正概要説明書	
国名：エストニア	法令名：特許法
改正情報：2015年1月27日施行	
<p>改正概要：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特許法に関する規定及びそれに伴う手続きに係る担当大臣が「経済通信大臣」から「法務大臣」に変更になった。 2. 機密指定された国防に関する発明に対する補償に係る規定が新たに定められた(第 18-1 条)。 <ul style="list-style-type: none"> また、特許出願が機密指定された発明の特許出願がなされた場合の規定が新たに設けられた(第 19 条(2) 4)～5))。 その他、機密指定に係る規定が新たに設けられた(第 22 条(5-1), 第 24 条(2-1) (4), 第 35 条(8)等)。 3. 口頭手続に関する規定が新たに設けられた(第 29-2 条)。 4. 国の手数料の納付に係る規定がより詳細に定められるとともに(第 41 条, (1), (2)), (11) が新設され, 不可抗力, 又は出願人, 特許所有者, 補充的保護の所有者又はこれらの代理人の支配を超える何らかの障害により国の手数料が納付されない場合も, 有効年度に係る国の手数料を納付することができる旨が規定された。 5. ライセンスに係る規定に, 医薬品の製造に関する特許の強制ライセンスについての規定が新たに設けられた(第 47 条(8))。 6. による非商業用途に関する規定が新設され, 特許発明は, 伝染病予防規制法の意味における伝染病の場合, 及び非常事態法の意味における非常事態においては, 特許所有者の許可なしに, 共和国政府又は共和国政府により授権された第三者が使用することができるとの規定が新たに設けられた(第 47-1 条)。 7. その他, 多くの条文で内容をより明瞭に表現するため, 説明をより明確かつ詳細にすべく用語の修正, 文言の明確化がされた。 	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当大臣の変更 <ul style="list-style-type: none"> 「経済通信大臣」が「法務大臣」に変更になった。 	

・第7条（特許を受けることができない発明）

(1) 「(2) 人体又は動物の体についての治療方法及び診断方法」が「(2) 人体又は動物の病気の治療又は診断についての治療方法及び診断方法」に改正された。

(2) 「(4) 動物の遺伝子の同一性を改変する方法であつて、人又は動物に実質的利益をもたらすことなく、動物に害をもたらす虞のあるもの及びそのような方法から生じる動物」と規定されていたが、「人又は動物の生命保全に実質的利益をもたらすことなく、」に改正された。

「(5) 生物学的材料を誘導する又は植物若しくは動物の品種を生産するための本質的に生物学的な方法。ただし、微生物を誘導するための微生物学的方法を除く。」と規定されていたが、「(5) 生物学的材料、植物又は動物を誘導するために本質的に生物学的な方法。ただし、微生物を誘導するための微生物学的方法を除く。」に改正された。

(3) 「本法の適用上、『生物学的材料を誘導する又は植物若しくは動物の品種を生産するための本質的に生物学的な方法』とは、交雑及び淘汰を含む自然現象のみをもって構成されている方法をいう。」と規定されていたが、「本法の適用上、『生物学的材料、植物又は動物を誘導するための本質的に生物学的な方法』とは、交雑及び淘汰等の自然現象のみをもって構成されている方法をいう。」に改正された。

・第8条（特許性の基準）

(2) 「発明は、技術水準の一部でないときは、新規性を有するとみなす。技術水準は、特許出願の出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前に、何れかの場所で、書面若しくは口頭の説明により、実施により又はそれ以外の方法により、公衆が利用することができるようになったすべてのものを含む。新規性を決定するに際しては、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日に則して、先に特許庁に対して行われた特許出願の内容及び実用新案法(RT I 1994, 25, 407; 2000, 60, 338; 2001, 27, 151; 2002, 53, 336; 63, 387; 2003, 18, 106; 88, 594; 2004, 20, 141)の規定により先に特許庁に対して行われた実用新案登録出願の内容も考慮するものとする。ただし、当該特許出願が本法第24条に従って公開され、また、当該実用新案登録出願が実用新案法第33条に従って公開されていることを条件とする。」と規定されていたが、「発明は、技術水準の一部でないときは、新規性を有するとみなす。技術水準は、特許出願の出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前に、何れかの場所で、書面若しくは口頭の説明により、実施により又はそれ以外の方法により、公衆が利用することができるようになったすべての技術的情報を含む。新規性を決定するに際しては、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日に則して、先に特許庁に対して行われた特許出願の内容及び実用新案法の規定により先に特許庁に対して行われた実用新案登録出願の内容も考慮するものとする。ただし、当該特許出願が本法第24条に従って公開されているか又は公開されているとみなされ、また、当該実用新案登録出願が実用新案法第33条に従って公開されていることを条件とする。」と規定され、

下線部が改正された。

(3) 「技術水準を決定する場合において、その旨の請求が提出されたときは、ある発明に関する情報を考慮に入れないものとする。」と規定されていたが、「技術水準を決定するに際し、その旨の請求が提出されたときは、ある発明の主題を開示する情報を考慮に入れないものとする。」と規定され、下線部が改正された。

・第 11 条 (優先権)

(5) パリ条約に規定されている優先権主張の基礎となる先の出願の条件が規定されていたが、廃止された。

(6) 「先の特許出願又は実用新案登録出願が複数存在する場合は、(2)又は(5)に規定した12月の期間は、最先の優先日から起算するものとする。」と規定されていたが、(5)が廃止されたことに伴い、「(2)に規定した12月の期間は、」に改正された。

(6-1) (5)が廃止されたことに伴い、「(2)又は(5)」と規定されていたが、「(2)」のみに改正された。

・第 13-1 条 (特許保護に関する行為遂行の代理)

「特許保護に関する手続行為の代理」が「特許保護に関する行為遂行の代理」に改正された。

(3) 「複数の者が特許庁又は審判委員会において特許保護に関する手続を共同して行うときは、これらの者は、その代表として特許代理人を選任するか又はこれらの者の中から居所又は所在地をエストニア共和国に有している代表者(以下「共通の代表者」という)を選出することができる。共通の代表者は、特許出願の移転を除き、特許出願の処理に関するすべての手続を共同出願人の名義で行う権利を有する。」と規定されていたが、「複数の者が特許庁又は審判委員会において特許保護に関する行為を共同して行うときは、これらの者は、その代表として特許代理人を選任するか又はこれらの者の中から居所又は本拠地をエストニア共和国に有している代表者(以下「共通の代表者」という)を選出することができる。共通の代表者は、共通の代表者に付与された権限から別途派生する場合を除き、特許保護に関するすべての行為を遂行する権利を有する。」に改正された。

・第 16 条 (特許所有者の排他権に対する侵害を構成しない行為)

3) 「特許発明をその発明自体に関する試験のために実施すること(特許発明を含む医薬品を当該医薬品の臨床試験において使用することを含む)」と規定され、下線部が加えられた。

・第 18-1 条 (機密指定された国防に関する発明に対する補償)(新設)

機密指定された国防に関する発明に対する補償に関する以下の規定が新たに設けられた。

- (1) 国防大臣の発意により機密指定された国防に関する発明の場合において、特許所有者及び発明者は、発明が機密指定された期間中、機密指定を理由とする発明の実施の制限に対する補償を受領する権利を有する。発明者が上記補償を受領する権利を既に移転している場合は、発明者はこの権利を有しない。
- (2) 補償の支払及び金額は、特に以下を考慮して、国防大臣が決定する。
- 1) 機密指定されたときの発明の推定耐用年数
 - 2) 発明が機密指定されなければ発明者又は特許所有者が当該発明の実施から得たと推定される商業上の利益
- (3) 補償は、一括払又は割賦払として支払われる。
- (4) 補償の支払に対する特定の条件及び手順は、国防大臣規則により定めることができる。
- (5) 発明者又は特許所有者は、国防目的のために機密指定された発明の実施に対する自己の報酬について国防大臣との間で別途合意した場合は、(1)から(4)に記載された補償を受領する権利を一切有しない。
- (6) 補償及び報酬の金額に関する紛争は、ハリュ県裁判所において解決する。

・第19条 (特許出願)

(2) 特許出願に添付しなければならない書類として、4)及び5)追加された。

4) 特許出願が、国防大臣により機密指定された国防に関する発明、又は外国で機密指定された発明で国際協定を基礎としてその特許出願がなされたものを含む場合は、当該特許出願を機密指定するための申請書類及び発明の機密指定に関する国防大臣又は外国の所轄当局の証明

5) 発明が外国で機密指定され、4)に記載された機密指定のための申請書類を外国の所轄当局に代わって出願人が提出する場合は、エストニア共和国において発明について特許取得するための外国の所轄当局の許可」

(4) 法務大臣が定めなければならない、特許出願書類の内容及び様式についての事項が下記のように改正された。

1) 発明の主題による発明の種類

2) 特許クレームの構成、特許クレームにおける発明の特徴の一覧、及び発明の主題による特許クレームの作成のための詳細(発明の単一性を保証することを含む)

3) 特許付与を求める願書の構成、発明の説明、発明の内容の要約、及び各構成部分に記載すべき情報

4) その他の特許出願書類に記載される情報

5) 書類の提出に使用すべき記録媒体

6) 書類及びそれに記載する情報の様式及び文書化に適用する国内及び国際基準」

・第 21 条 (特許出願日の確定及び変更)

以下のように規定され、下線部が改正された。

(1) 特許庁は、特許庁が受領した一式書類に少なくとも次の特許出願要素が含まれた日を特許出願日としなければならない。

2) 出願人の氏名及び住所又は特許庁から出願人への連絡を可能にするデータ

(4) 特許庁は、受領した書類を点検して(1)に列記した特許出願の要素が書類一式から欠落していることが判明したときは、特許を出願した者にその旨を通知しなければならない。
欠落要素は、特許庁の通知日から 2 月以内に提出しなければならない。

(11) 出願人が次の行為をしなかったときは、特許庁は、特許出願日を確定してはならない。

1) (4)に定めた場合においては、特許庁の通知日から 2 月以内に、特許庁からの通知に列挙された不備を除去すること。

・第 22 条 (処理及び予備処理をするための特許出願の受理)

処理及び予備処理をするための特許出願の受理に関し、(5-1)が新設され、以下のように規定された。

(5-1) 特許出願の機密指定を求める申請が出願に添付されていないが、国防大臣が送付した情報に基づくと、特許庁の見解において、特許出願が機密指定の対象となる国防に関する発明に係る可能性がある場合は、特許庁は、当該特許出願を機密指定すべきか否かを決定するために国防大臣に対して照会を行う。特許出願の機密指定に関する決定が照会后 4 月以内に特許庁に送付されない場合には、特許出願は機密指定の必要がないということを含意する。

(7) 「(5)に記載した検証に基づいて、特許出願に書類が欠落していること又は書類の内容若しくは様式に関して不備が存在しており、それが特許出願の公開又は審査の開始を妨げるものであること、書類の内容が不十分である又は不明瞭であること、又は審査を妨げる他の事由が明白となったことを確認したときは、特許庁は、出願人にその旨を書面で通知し、不備を除去するか、説明を提出するか又は第 29-1 条に基づく異論を提出するための期限を定めなければならない。」と規定され、下線部分が改正された。

(9) 「(7)に規定した場合において、特許出願の公開又はその審査を妨げる事由が所定の期日までに除去されなかったとき、第 291 条に記載した場合において特許庁が定めた期日までに書面による異論が提出されなかったとき、第 292 条(2)に基づいて口頭手続が請求されなかったとき、又は特許庁が異論に同意しなかったときは、特許庁は、当該特許出願の審査を拒絶する決定をしなければならない。特許庁は、特許出願を拒絶する決定を出願人に書面で通知しなければならない。」と規定され、下線部分が加えられた。

・第 23 条 (特許出願の審査)

(2) 「特許庁は、特許クレーム、発明の説明、図面、発明の内容の要約について、口頭若

しくは書面で説明すること及び訂正若しくは補足すること又は出願人が提出した外国語書類の翻訳文を提出することを出願人に請求することができる。特許庁は、説明を提示し又は訂正、補足及び翻訳文を提出し又は第 291 条に基づく異論を提出するための期日を指定しなければならない。」と規定され、下線部分が改正された。

(5) 旧規定は、特許出願を拒絶する場合を縷々述べていたが、新たな規定では、特許庁が特許出願を拒絶する決定をし、かつ、出願人にその旨を書面で通知しなければならない場合を、以下のように箇条書きにして明確にした。

- 1) 発明の主題が第 6 条及び第 7 条の規定により特許による保護を受けることができない場合
- 2) 特許クレームに表示されている発明の内容が技術水準と比較したときに第 8 条に定めた特許性の基準を遵守していない場合
- 3) 出願人が第 9 条(3)により定めた日までに単一性の要件に違反する発明の特許出願から分離しない場合
- 4) 特許出願書類の内容又は様式が第 19 条(4)に基づいて定めた内容及び様式に関する要件を遵守していないと認定した場合
- 5) 出願人が訂正若しくは補足をせず又は説明を提示せず又は(2)により請求された翻訳文を提出せず又は(3)により請求された決定書謄本を提出しなかった場合
- 6) 出願人が、第 29-1 条に規定する場合において特許庁が定めた期間内に異論を提出しなかったとき
- 7) 出願人が口頭手続を請求しなかった場合、又は
- 8) 特許庁が異論に同意しなかった場合

・第 24 条 (特許出願の公開)

特許出願の公開に関し(2-1)が新たに設けられ、以下の規定のように規定された。

(2-1) 新規性及び進歩性を決定するに際し、機密指定された特許出願は、特許出願が取り下げられ、取り下げられたとみなされ又は拒絶されたのでない限り、提出日又は優先権が主張される場合は優先日から 18 月以後に公開されたとみなされる。

(4) 特許出願が機密指定された場合には、特許出願は公開されないことが規定された。

・第 25 条 (特許出願の訂正及び補足)

タイトルが「特許出願の訂正及び補足」に変更され、(2)及び(6)が以下のように規定され、下線部が改正された。

(2) 訂正又は補足が、発明の本質的特徴であって、その特許出願日において特許クレーム、発明の説明、図面その他の図示的資料に記載されていなかったものを含んでいるときは、当該の訂正又は補足は発明の内容を変更するものとみなす。

(6) 出願を処理するときに、特許庁は、出願人の承認を得ずに、明白な誤記を訂正し、不

必要なデータを消去し、発明の説明、特許クレーム及び図面を除く特許出願書類を編集することができる。発明の内容の要約は、出願人の承認を得ないで補正することができる。

・第 26 条 (特許出願の取下)

(1) 及び(3)が以下のように規定され、下線部が改正された。

(1) 出願人は、特許出願の取下請求を提出することができ、処理中の特許出願を取り下げることができる。特許出願の取下請求を特許庁が受領した日が当該特許出願の取下日となる。特許出願書類は返還されない。

(3) 次に該当する場合は、特許庁は、特許出願が取り下げられたとみなす。

1) 出願人が第 22 条(7)による予備処理の過程で不備の除去又は説明の提示を求める旨の請求を特許庁から受け、指定された日までにこれを遵守しなかったこと、正当な理由なく合意された時期に第 29-2 条に定める口頭手続に出頭しなかったこと、又は第 27 条(3)による特許出願処理の再開請求をしなかったこと

2) 出願人が第 23 条(2)による審査の過程で説明の提示若しくは訂正、補足若しくは翻訳文の提出を求める旨の請求を特許庁から受け、指定された日までにこれを遵守しなかったこと、正当な理由なく合意された時期に第 29-2 条に定める口頭手続に出頭しなかったこと、又は第 27 条(3)による特許出願処理の再開請求をしなかったこと

3) 出願人が国の手数料を適時に納付しなかったこと、又は納付した国の手数料に関するデータを所定の期間内に提出しなかったこと

4) (廃止—RT I, 29.11.2011, 1 - 2012 年 1 月 1 日施行)

5) 実用新案法第 19 条により、実用新案の登録出願が特許出願を基礎として提出されていること

・第 27 条 (特許出願処理の停止及び再開)

(1) 最後の 1 文として「特許出願の処理は、第 22 条(7)又は第 23 条(2)により異論提出のために定められた期日を出願人が遵守しなかった場合は、停止されない。」が加えられた。

(4) 「特許出願処理の停止は、第 42 条に定める有効年度に対する国の手数料が納付期限までに納付されなかった場合は、出願人に対し、その納付期限を延期する又は回復する権利を与えるものではない。」と規定され、下線部が改正された。

・第 29 条 (特許出願処理の再開)

(4) が以下のように規定され、下線部が改正された。

(4) (1) から(3)の規定は、第 9 条(2)、第 21 条(2)、(7)及び(9)並びに第 33 条(3)に定めた期間に関しては適用しない。

・第 29-2 条 (口頭手続)(新設)

口頭手続に関する規定が新設され、以下のように定められた。

- (1) 特許庁は、特許出願に関する説明を提供するため又はその処理に関する問題を解決するための口頭手続のために、出願人を特許庁に召喚することができる。
- (2) 出願人は、第 29-1 条に定める口頭による異議を提出するための口頭手続を請求することができる。
- (3) 口頭手続は、合意された時期に実施する。
- (4) 特許庁又は出願人は、特許庁による召喚状発行日又は特許庁による出願人の請求の受理日の 2 月前より早く又は 6 月後より遅く口頭手続を実施するよう請求する権利を有しない。
- (5) 口頭手続について議事録を作成し、少なくとも以下の事項を記載する。
 - 1) 特許出願番号
 - 2) 口頭手続日
 - 3) 口頭手続に参加した者の名称及び職名
 - 4) 口頭手続の目的
 - 5) 口頭手続の進行の概略
 - 6) 両当事者が達した合意又は反対意見
 - 7) 当該手続に参加した者の署名

・第 35 条 (発明の登録簿への登録)

(4) 及び(8)が下記のように規定され、下線部が改正された。

- (4) 登録記入は、第 23 条(4)に従い、特許を付与する決定に基づいて行うものとする。ただし、出願人が当該決定の行われた日から 3 月以内に国の手数料を納付することを条件とする。
- (8) 発明が登録簿に登録されたときは、特許庁は、特許出願が機密指定されない限り、特許付与の通知及び特許明細書をその公報に公告する。通知の公告日は、登録簿に記入しなければならない。

・第 35-1 条 (登録簿記入事項の閲覧及び提供)

- (2) 「秘密指定されている営業秘密若しくはノウハウ又は機密指定された特許出願に関する情報に関しては、登録簿上の如何なる情報も提供しない。」と規定され、下線部が改正された。
- (3) 最後の一文として「前記の者により権限が付与された場合は、他の者もまた、登録ファイルを無料で閲覧することができる。」が加えられた。

・第 39-1 条 (医薬品及び植物保護製品の補充的保護を規定する法令)

医薬品及び植物保護製品の補充的保護を規定する法令として、「小児用医薬品に関する欧州議会及び理事会の規則(EC)No. 1901/2006, 及び改訂規則(EEC)No. 1768/92, 指令 2001/20/EC, 指令 2001/83/EC 及び規則(EC)No. 726/2004(OJ L 378, 27. 12. 2006, 1-19 頁)」が加えられた。

・第 39-2 条 (補充的保護申請の提出)

(2) 「補充的保護申請を提出したときは, 補充的保護申請の提出日から 2 月以内に国の手数料を納付しなければならない。当該国の手数料の納付期間は, 延長又は回復することができない。」と規定された板が, 「延長することができない。」に改正された。

補充的保護申請の提出に関し, (2-1)が新設され, 以下のように規定された。

(2-1) 欧州議会及び理事会規則(EC)No. 1901/2006 第 36 条に基づき小児用医薬品の補充的保護の延長申請を提出したときは, 補充的保護の延長申請の提出日から 2 月以内に国の手数料を納付しなければならない。

・第 39-6 条 (補充的保護の効力発生及び期間延長)

補充的保護の効力発生及び期間延長に関し, (2)が新設され, 以下のように規定された。

(2) 欧州議会及び理事会規則(EC)No. 1901/2006 第 36 条に基づく小児用医薬品の補充的保護の延長のためには, 補充的保護の期間満了前 6 月以内に国の手数料を納付しなければならない。

・第 39-8 条 (補充的保護の有効期間)(廃止)

・第 39-9 条 (補充的保護の取消並びに権利についての係争及び保護)(廃止)

・第 40 条 (国の手数料)

国の手数料法の法律番号等が削除された。

・第 41 条 (国の手数料の納付)

国の手数料の納付に関し, (1)及び(2)が以下のように規定され, 下線部が改正された。

(1) 国の手数料は, 特許出願人, 特許所有者, 補充的保護の所有者, 又は本法に定めた行為の履行, 書類の発行又は特許出願, 特許若しくは補充的保護の維持に利害関係を有する他の当事者が納付しなければならない。出願人, 特許の所有者又は補充的保護の所有者との合意により, 国の手数料は, 他の当事者が納付することができる。特許出願, 特許又は補充的保護の移転の場合には, 出願人, 特許の所有者若しくは補充的保護の所有者, 又は特許出願, 特許若しくは補充的保護の譲受人, 又はこれらの者と合意した他の当事者が国

の手数料を納付しなければならない。

(2) 国の手数料は、納付された国の手数料に関する情報を特許庁が受領したときは、納付されたとみなす。納付が同じ手続について一度より多く又は異なる当事者により誤ってなされた場合には、正しい金額で納付された国の手数料に関して受領した最初の情報が、国の手数料の納付の基準とみなされる。

(3) (廃止)

・第 42 条 (有効年度に係る国の手数料の納付)

(7) 「補充的保護の各翌有効年度及び小児用医薬品に関する補充的保護の有効期限の延長に係る国の手数料は、納付期日に又は納付期日前 6 月以内に納付しなければならない。補充的保護の各有効年度が開始する暦月の末日、又は小児用医薬品の場合は、補充的保護の延長された有効期間が開始する暦月の末日を納付期日とみなす。」と規定され、下線部が加えられた。

(11) が新設され、以下のように規定された。

(11) 不可抗力、又は出願人、特許所有者、補充的保護の所有者又はこれらの代理人の支配を超える何らかの障害により国の手数料が納付されない場合も、有効年度に係る国の手数料を納付することができる。出願人、特許所有者又は補充的保護の所有者が、特許出願、特許の効力又は補充的保護の効力についての処理再開の請求書を提出し、不可抗力又は自己の若しくは自己の代理人の支配を超える何らかの障害があったことを当該障害の消滅後 2 月以内に証明し、かつ、有効年度に係る国の手数料及び(3)、(8)又は(10)に定める場合の補足的な国の手数料、及び特許出願、特許の効力又は補充的保護の効力についての処理の再開のための手数料を納付した場合には、特許庁は、特許出願、特許の効力又は補充的保護の効力についての処理を再開する。前記の請求書は、本条において定める期日から、又は(3)、(8)若しくは(10)に定める場合はこれらの項に規定する期間の満了から、1 年以内に提出することができる。

・第 44 条 (特許出願の移転)

(3) 「特許出願における出願人に関する事項を補正するためには、出願人又は特許出願の譲受人は、請求書及び納付した国の手数料に関する情報を特許庁に提出しなければならない。特許出願の譲受人が請求書を提出するときは、請求書には移転を証明する信頼できる書類を添付しなければならない。」と規定され、下線部が改正された。

・第 45 条 (特許の移転)

(3) 「登録における特許所有者又は補充的保護の所有者に関する事項を補正するためには、特許所有者又は特許若しくは補充的保護の譲受人は、請求書及び納付した国の手数料に関する情報を特許庁に提出しなければならない。特許又は補充的保護の譲受人が請求書を提

出すときは、請求書には移転を証明する信頼できる書類を添付しなければならない。」と規定され、下線部が改正された。

・第 47 条 (強制ライセンス)

強制ライセンスに関し、(8)が新設され、以下のように規定された。

(8) 公衆衛生問題を伴う国へ輸出するための医薬品の製造に関する特許の強制ライセンスについての欧州議会及び理事会規則(EC)No. 816/2006(OJ L157, 09.06.2006, 1-7 頁)を、輸入又は輸出のための特許により保護された医薬品の製造に関する強制ライセンス取得のための訴訟の提起に適用する。

・第 47-1 条 (国家による非商業用途)

国家による非商業用途に関する規定が新設され、以下のように定められた。

(1) 特許発明は、伝染病予防規制法の意味における伝染病の場合、及び非常事態法の意味における非常事態においては、特許所有者の許可なしに、共和国政府又は共和国政府により授権された第三者が使用することができる(以下「国家による非商業用途」という)。

(2) 国家による非商業用途は、第 15 条に記載する行為を含むことができる。

(3) 国家による非商業用途に関する決定、及び特許所有者に対する補償の付与に係る条件は、法律が規定する。

・第 51 条 (発明者の権利の保護)

(1) 「発明者又は発明者が死亡したときはその承継人は、期間の制限を受けることなく、第 13 条(7)に規定した権利に係る侵害に関して及び発明者としての地位に起因する他の非財産的紛争を解決するために、裁判所に訴訟を提起することができる。」と規定され、下線部が追加された。

・第 52 条 (出願人の権利の保護)

(1) 「出願人は、特許庁の決定に対し、当該決定の日から 2 月以内に、第 30 条に従って審判委員会又は行政裁判所に不服を申し立てることができる。」と規定されていたが、不服を申し立てる対象から「行政裁判所」が削除された。

(2) 「出願人が審判委員会の決定に同意しないときは、出願人は、決定の公告日から 3 月以内に、県裁判所に不服を申し立てることにより、その決定について争うことができる。」と規定され、下線部が改正された。

(3) 文頭に「仮保護期間中、」が加えられた。

第 54 条 (その他の者の権利の保護)

(1) 「特許出願がされる前に善意でその発明の実施をしていた者は、自己の先使用権の確

認を求める申立を裁判所に提出することができる。裁判所は、申立に基づく手続により、申立を審理する。」と規定され、下線部が改正された。

(6) 「第 53 条に基づいて訴訟が提起されているか又は特許所有者の排他権の侵害の申立に関連して軽罪手続若しくは刑事事件手続が開始されている者は、第 49 条(4)により、特許所有者を相手として、特許の一部又は全部の取消を求める訴訟を提起することができる。排他権の侵害の申立を審理する裁判所は、被申立侵害者の請求により、特許の取消を求める訴訟が進められている間は排他権の侵害の手続を停止することができる。停止の必要条件として、裁判所は、特許が引き続き有効である場合に特許所有者生じる潜在的損害を補償するための担保を請求することができる」と規定され、下線部が改正された。

・第 55 条 (特許関連の紛争に関する審理の方式)

(2) 「第 47 条から第 49 条、第 51 条及び第 54 条(1), (2), (3), (5)及び(6)にいう訴訟及び申立、並びに第 50 条及び第 52 条にいう不服申立及び訴訟は、ハリュ県裁判所の管轄に属する。第 53 条、第 54 条(4)及び第 55-1 条にいう訴訟は、その違法行為の発生地を管轄する裁判所の管轄に属する。WTO 協定の付属書 1C である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(RT II 1999, 22, 123)第 50 条に記載されている暫定措置の実施は、その違法行為の発生地を管轄する県裁判所の管轄に属する。」と規定され、下線部が改正された。

(3) 民事訴訟法の法律番号等が削除された。

(4) (廃止)

・第 56 条 (請求原因陳述書が提出された場合の裁判所の行為)

(2) 「継続中の侵害を防止するための訴訟を担保するために、裁判所は、特に原告から請求があったときは、特許によって保護された製品又は物品であって、特許所有者の許可を得ないで製造され、その使用が特許所有者の排他権の侵害となるものを、排他権の侵害を終結させるために提起された訴訟を審理している期間中回収するよう命令することができる。」と規定され、下線部が改正された。

・第 57 条 (特許庁の参加)

(1) 審判委員会の決定に対する不服申立が行政裁判所に提起され又は審判委員会の決定について裁判所で争われる場合は、特許庁は、その手続に第三者として参加することができる旨が規定されていたが、廃止された。

・第 58 条 (裁判所において特許関連の紛争が解決される場合の代理人)

(1) 「特許に関連する紛争の解決に関しては、特許代理人は、県裁判所及び巡回裁判所において代理人として行動することができる。最高裁判所においては、特許代理人は、弁護士と共にする場合に限り代理人として行動することができる。」と規定され、下線部が改正

された。

・ **第 59 条（発明についての特許取得に係る手続）**

(3) が新設され、以下のように規定された。

(3) エストニアで機密指定された国防に関する発明を含む特許出願は、外国での出願について国防大臣の許可を得なければならない。

・ **第 60-1 条（発明者の人格権の侵害）**

発明者の人格権の侵害に関する規定が新設され、以下のように定められた。

(1) 第 13 条(7)に規定された発明者の人格権の侵害は、300 罰金単位以下の罰金刑に処する。

(2) 同じ行為を法人が行った場合は、32,000 ユーロ以下の罰金刑に処する。

・ **第 60-2 条（手続）**

手続に関する規定が新設され、以下のように定められた。

(1) 刑法及び軽罪手続法の規定は、第 60-1 条に規定された軽罪に適用される。

(2) 第 60-1 条に規定された軽罪に関する裁判外手続は、警察当局によって実施される。

・ **第 61 条（本法の施行時期）**

(7) が新設され、以下のように規定された。

(7) 機密指定された発明を含む特許出願の場合は、国家秘密・外国機密指定情報法及び国際協定の規定が、本法の規定に加えて適用される。

・ **第 62 条(法律の廃止)（廃止）**

エストニア・ソヴィエト社会主義共和国の民法の廃止に関する規定が廃止された。